

序 文

本報告書は、日本弁理士会中央知的財産研究所「不正競争を中心とした非登録型知財法制」研究部会での、2021年5月から2022年7月までの研究成果をまとめている。

本研究部会は、2006年9月以降、商標制度を中心に継続的に研究を行ってきており、その成果を別冊パテント第1号「商標の使用について」、同第5号「商標の基本問題について－商標の識別性と商標の機能を中心として－」、同第8号「商標の基本問題－混同を巡る諸問題－」、同第11号「複数の知的財産法による保護の交錯」、同第14号「続 複数の知的財産法による保護の交錯～実務上の課題を中心として～」、同第17号「新商標制度の総合的検討」及び同第21号「周知・著名商標の保護」で公表してきた。各号での研究の詳細は直接当たってみて頂きたいが、商標制度の基本的研究はひとまず区切りを付けることとした。

他方この間、不正競争防止法が大きく見直された。営業秘密の保護の強化、限定提供データの保護及び技術的制限手段の規制強化等々であるが、本研究部会もこの辺りでこれらの問題を含め不正競争に軸足を置いた研究をする必要があるのではないか、との認識に至った。そもそも、当部会の研究は、1993年不正競争防止法改正で、商品形態模倣行為が新たに不正競争とされた当時の「衝撃」に端を発し、発足した経緯があり（「意匠法と不正競争防止法第2条第1項第3号との関係について」（jpaa.or.jpに収載）、この後も、「権利侵害警告」と「営業秘密の保護」について研究を展開してきた（レクシスネクシス・ジャパン：2012年12月）。

今回の研究報告では、重要かつ典型的な不正競争問題はもとより、営業秘密の民・刑事法上の保護強化及び限定提供データの不正競争に関しては対象とできたが、まだ残しているところも少なくない。特に、規律強化された技術的制限手段については、著作権法に技術的保護手段と技術的利用制限手段が置かれているが、各条約上はいずれも同一の「Technological Measures」であるところ、国内法では定義も罰則もバラバラという状況にある。こうした今回取り扱えなかった問題は、今後の研究部会に託することにした。

本部会各研究員の個別のテーマは本報告書をご覧頂きたいが、いずれの論説も各回の討議に基づく充実したものとなっており、アカデミアにも、実務界にも寄与する、有益な内容となっていると確信している。

令和5（2023）年9月吉日

日本弁理士会中央知的財産研究所

「不正競争を中心とした非登録型知財法制」研究部会

主任研究員 土肥 一史